

# 保育園（所）・認定こども園（保育利用）

## 平成29年度 随時入所申請のご案内

### 入所申込について

#### 1 申請のながれ

- ① 受付期間 : 入所を希望する月の前月10日までに申請してください。
- ② 面談 : 入所希望児童の状況や世帯の状況等の聞取りのため面談を行います。お子様と一緒にこども課または、各支所市民生活課にお越しください。
- ③ 入所調整 : 書類審査等の結果、児童の保育が必要と認められた場合に保育の必要性の高い児童から利用園（所）の調整を行います。
- ④ 通知 : 支給認定証は、申請月または申請月の翌月に送付します。承諾・不承諾通知書は、入所を希望する月の前月15日頃送付します。

#### 2 提出書類

○兄弟姉妹同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- ・ 子どものための教育・保育給付支給認定申請書
- ・ 保育を必要とする理由の書類※①
- ・ 平成29年度特定教育・保育施設利用申請書
- ・ 平成29年度入所申請確認書
- ・ 口座振替依頼書
- ・ 所得課税証明書 ※②  
(平成28年1月2日以降、津山市に転入の方のみ)

##### ※① 保育を必要とする理由の書類

- ・ 書類の種類は次ページのとおりです。兄弟姉妹がいる場合、それぞれの用紙に添付（複数人の場合コピー可。ただし一人分は必ず原本）が必要です

##### ※② 所得課税証明書（すでにご提出済みの方は必要ありません。）

- ・ 平成28年1月2日から平成29年1月1日までに転入された方  
「平成28年度所得課税証明書」
- ・ 平成29年1月2日以降に転入された方  
「平成28年度および平成29年度所得課税証明書」

- ◇平成28年度所得課税証明書は、平成28年1月1日時点の住所地の市区町村役場で取得できます。
- ◇平成29年度所得課税証明書は、平成29年1月1日時点の住所地の市区町村役場で6月以降に取得できます。

#### 3 申請書提出先 : 津山市内の保育園(所)、認定こども園、こども課、各支所市民生活課

- 提出書類について「記入漏れ」や「添付書類がない」などの不備がある場合、受け付けできません。
- 津山市内の保育園（所）、認定こども園にご提出された場合、改めてこども課で面談を行いますので、お子様と一緒にお願いします。

## 「保育を必要とする書類」

| 保育を必要とする理由     | 必要な書類               | 添付書類  |
|----------------|---------------------|---|
| 就労(内職を含む)・就労予定 | 在職・内職(予定)証明書        | ◇ ◇ ◇ ◇ ◇   |
| 自営業・農業等        | 自営業等従事申立書           | ◇ ◇ ◇ ◇ ◇   |
| 妊娠・出産          | 出産申立書               | 母子手帳の父母の氏名記載ページと分娩予定日記載ページのコピー  |
| 保護者の疾病、障害      | 病気等申立書<br>および意見書    | 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等のいずれか<br>※介護保険被保険者証は、介護認定の記載されたものに限ります。 |
| 親族の介護、看護       | 介護(看護)申立書<br>および意見書 | 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等のいずれか<br>※介護保険被保険者証は介護認定の記載されたものに限ります。  |
| 災害復旧           | り災証明等               | り災したことがわかるもの  |
| 保護者の就学(通学予定含む) | 就学申立書               | 在学証明書   |
| 求職活動(起業準備含む)   | 求職活動状況申立書           | ◇ ◇ ◇ ◇ ◇   |
| 育児休業中          | 在職・内職(予定)証明書        | ◇ ◇ ◇ ◇ ◇   |

## 4 保育を利用できる方

児童が園での集団生活に支障がなく、保護者の方が次の要件に該当する認定を受けた場合です。

- ① 1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。  
※認定期間は、予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 就学していること。(職業訓練校等における職業訓練を含む。)
- ⑦ 求職活動(起業準備を含む)であること。  
※認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日まで。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業中(父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。)  
※認定期間は、育児休業対象児が1歳6ヶ月になる年度末まで。
- ⑩ その他津山市が認める事由に該当するもの。  
※日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

## 支給認定等について

### 1 支給認定証

津山市において、保育の必要性を審査し「支給認定証」を交付します。  
※「支給認定証」は、大切な書類ですので認定期間内は保管をお願いします。

### 2 認定区分

| 年齢    | 認定区分 | 保育の必要量       |
|-------|------|--------------|
| 満3歳以上 | 2号認定 | 保育標準時間・保育短時間 |
| 満3歳未満 | 3号認定 | 保育標準時間・保育短時間 |

### 3 保育の必要量（保育を利用できる要件や、要件に関する1ヶ月の時間等によって決定されます。）

| 保育の利用を必要とする要件  | 保育の必要量 | 利用できる保育時間               |
|--|--------|-------------------------|
| 1ヶ月に120時間以上労働等を常態としていること。<br>妊娠中、または出産後間がないこと。<br>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。<br>震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。<br>虐待やDVのおそれがあること | 保育標準時間 | 1日11時間まで<br>+必要に応じた延長保育 |
| 1ヶ月に48時間から120時間未満労働等を常態としていること。<br>求職活動（起業準備を含む）であること。<br>育児休業中  | 保育短時間  | 1日8時間まで<br>+必要に応じた延長保育  |

※ 就労で1ヶ月の勤務時間が120時間未満の方でも勤務形態が次の①～④に該当するときは標準時間で認定できる場合があります。ご希望の方は支給認定申請書中の「保育必要量の区分認定に係る希望欄」に〇印を記入してください。

- ① 1ヶ月の就労時間が120時間に満たないが、1日の就労時間が8時間を超える勤務を常態としている場合
- ② 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間帯が保育短時間認定にかかる利用時間帯（8：30～16：30）を超える勤務を常態としている場合
- ③ シフト制勤務のため、勤務時間帯がまちまちであるが、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻との差が8時間以上ある場合
- ④ 1ヶ月の就労時間が120時間に満たないが、往復の通勤時間を含め1ヶ月の就労時間を計算すると120時間を超える場合

#### 利用施設決定について

- 保育の必要性の高い児童から各園（所）の入所可能児童数に応じて入所を決定します。
- 園（所）の定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていない場合は、希望の園に入所できないことがあります。

#### 保育料について

##### 1 保育料算定

- 保育料は原則、父母の市町村民税額及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市町村民税額によって決定します。
- 年度途中で、算定基準額の切り替えに伴い保育料が変わる場合があります。

| 平成29年度 | 4月から8月分の保育料       | 9月から3月分の保育料       |
|--------|-------------------|-------------------|
|        | 平成28年度(27年分)市町村民税 | 平成29年度(28年分)市町村民税 |

##### 2 料金決定について

保育料は入所決定時にお知らせします。

※ 正当な理由がなく保育料を滞納した場合は法的措置を執りますので、保育料は期限内に納入してください。

### 3 兄弟姉妹の減免について

- ① 園児が世帯の第3子以降の場合の保育料は、0円となります。
- ② 園児が世帯の第2子で、つぎの場合の保育料は、以下のとおりとなります。
  - ・保育料階層区分が第2階層の場合 0円
  - ・保育料階層区分が第3～第8階層の場合 保育料表の2分の1の額※ 第8階層は、市町村民税額55,700円未満のみ
- ③ 母子・父子家庭や、在宅障がい児(者)のおられる世帯の保育料階層がつぎの場合は、
  - ・保育料階層区分が第2～第10階層の世帯 ※ 第10階層は、市町村民税額77,101円未満のみ
  - ・第1子は別紙「保育園保育料に関する多子軽減について」③の表のとおり
  - ・第2子以降は0円となります。
- ④ ①～③に該当しない場合に、就学前の第1子が保育園(所)、認定こども園、私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援事務所に入所、児童発達施設および医療型児童発達支援を利用する世帯の、第2子の保育料は、保育料表の2分の1の額となります。
  - ※ 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援事務所に入所、児童発達施設および医療型児童発達支援を利用されている場合は、在園(籍)証明書の提出が必要です。
  - 証明書類の提出がない場合は、減免を受けることができません。

### 入園後の手続きについて

#### 1 申請内容に変更が生じた場合

保育を必要とする理由やその内容が変更となる場合は「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」に支給認定証を沿えて申請してください。

提出先：こども課・こども課分室・各支所市民生活課のいずれか

- 変更内容
- ①就労状況等の変化
  - ②世帯構成の変更
  - ③認定期間の延長
  - ④保護者の氏名・住所・連絡先の変更
  - ⑤子どもの氏名・保護者との続柄の変更

#### 2 認定期間中の退園(所)の場合

認定期間中で入園(所)理由がなくなり家庭で保育できる場合や市外に転出した場合は、退園(所)になります。退園届をご提出ください。

提出先：こども課・こども課分室・各支所市民生活課・在籍中の園(所)のいずれか

◇◇◇ご不明な点がございましたら、こども課幼児教育係までお問い合わせください。◇◇◇  
【お問い合わせ先】 津山市役所 こども課幼児教育係 津山すこやか・こどもセンター1階  
電話 0868-32-7028